# 第12回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月1日(月) 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)

3. 出席委員 13名

1	三木	隆志	2	金曽	浩文	3	辻本	一夫
4	太田	勝義				6	竹内	稔
7	水野	敦	8	岩岡	栄一	9	金曽	千春
10	鈴木	敏文	11	寺嶋	誠一	12	牧田	日出男
13	太田	福司	14	穀内	和夫			

# 4. 欠席委員 1名

## 5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案20号 農地法第3条第1項の規定による許可について

日程第3 議案21号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案22号 地域計画における目標地図素案の決定について

6. 事務局 清原局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時30分

## 8. 会議の概要

# 穀内会長

ただ今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、第12回 、大樹町農業委員会、総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規 定により、議長において、10番・鈴木 敏文委員、11番・寺嶋 誠一委員を指 名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

## 清原局長

それでは、5月30日開催の第11回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。

1の会議関係では、6月1日、大樹町家畜品評会が開催され、穀内会長が出席しております。6月3日と7日、市町村農業委員会職員基礎研修会がオンラインで開催され、事務局長が出席しております。6月4日~10日、定例第2回町議会が開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。6月13日、大樹町農業再生協議会総会が開催され、事務局長が出席しております。6月26日、北海道農業会議第97回総会が札幌市で開催され、穀内会長が出席しております。6月27日、第45回北海道農業者年金協議会総会が札幌市で開催され、穀内会長が出席しております。同じく6月27日、相続登記の義務化研修会がオンラインで開催され、事務局長が出席しております。

次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について、でございます。今月の報告は4件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。また、1法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。最後に3番、その他で、6月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。

以上で業務報告を終わります。

#### 穀内会長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

### 清原局長

それでは、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可についての提 案説明を申し上げます。

農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものであります。今回審議いただく案件は、2件でございます。内訳は、所有権移転が1件、賃貸借が1件となっております。

つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げま すので、よろしくお願いします。

	以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めま
	す。
豊吉主幹	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■、登記簿、現況地目につ
	きましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡でありま
	す。譲渡人は、■■ ■■ ■■、譲受人は、■■ ■■ であります
	。経営面積は、■■m <sup>2</sup> であり、売買価格は■■円、10a当り■■円、本地区の
	担当委員は、乙部委員となっております。
	申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■ 他5筆、登記簿、現況地
	目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡で
	あります。貸主は、■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ 氏で
	あります。経営面積は、■■㎡であり、賃借料は■■円、10a当り■■円、本
	地区の担当委員は、金曽 浩文委員となっております。
	以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。
	次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。上大
	樹地区担当委員が欠席のため、三木 隆志委員から報告願います。
三木委員	申請番号1番、につきましては、譲受人希望による所有権移転となっていま
	す。譲受人、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に
	支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えま
	j.
	ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。
	次に、申請番号2番について、地区担当委員より調査報告を求めます。開進
	地区担当委員、金曽 浩文 委員から報告願います。
金曽委員	申請番号2番、につきましては、借主希望による賃貸借となっています。
	借主は、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことがで、許可の其本悪性なせばで満たしているよのし考えませ
	が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	
秋门云及	報告が終わりました。
	これより質疑に入ります。
	質疑ありませんか。
	(質疑なし)
	質疑なしと認めます。
	これをもって質疑を終了いたします。
	これより議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請
	番号1番から2番の件を採決いたします。
	本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(田達な))
	(異議なし) Language Cartes Carte
	ご異議なしと認めます。

	よって本案は、原案のとおり決定されました。
	日程第3、議案第21号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用
	地利用集積計画の決定について、申請番号1番から12番の件を議題といたしま
	す。
	^。   事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第18号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用
1月///月及	地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。
	旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委
	員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定
	等を本総会にお諮りするものです。
	- 今回ご審議頂きます申請は12件でございます。内訳は、あっせんによる所有
	権移転が1件、農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社の買い
	受けによる所有権移転が11件となっております。
	つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げま
	すので、よろしくお願いします。
	以上で提案説明を終わります。
穀内会長	次に、申請番号1番の審議にあたり、■■ 委員は、農業委員会等に関する
	法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで
	退席願います。
	それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■ 他2筆であります。登
	記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。
	譲渡人は、■■ ■■ 氏、譲受人は、■■ ■■ 氏、経営面
	積は、■■㎡であり、当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です
	。移転時期は令和■年■月■日となっております。なお、あっせん会議につき
	ましては、■月■日 第2班 辻本班長 他4名により実施しております。
	以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。次に、申請番号1番について、あっせん班より
	地域調整報告を求めます。
	第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。
辻本委員	申請番号1番につきましては、譲渡人から売買のあっせんの申出があったた
	め、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、
	■月■日のあっせん会議で価格を決定し、譲渡人、譲受人の両名から了承を得   ております。
	C40りょう。   ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。
	これより質疑に入ります。
	質疑ありませんか。
	(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第21号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### (異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号2番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

それでは、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。

### 豊吉主幹

申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■ 他9筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■、譲受人は、■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。移転時期は、令和■年■月■日となっております。

以上で説明を終わります。

#### 穀内会長

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号2番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社 の買い受けのため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### (質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第21号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について申請番号2番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### (異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号3番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

	それでは、申請番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■ 他1筆であります。登
	記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。
	譲渡人は、■■ ■■、譲受人は、■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、
	当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。移転時期は、令和■
	年■月■日となっております。
	以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。
	なお、申請番号3番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社
	の買い受けのため、地域調整報告を省略します。
	これより質疑に入ります。
	質疑ありませんか。
	(質疑なし)
	質疑なしと認めます。
	これをもって質疑を終了いたします。
	これより議案第21号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地
	利用集積計画の決定について、申請番号3番の件を採決いたします。
	本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	一年来について、
	(異議なし)
	( <del>)                                      </del>
	ご異議なしと認めます。
	よって本案は、原案のとおり決定されました。
	次に、申請番号4番から12番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号4番
32 11	所在、地番につきましては、字■■であります。登記簿、現況地目は何れも
	畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■、
	譲受人は、■■ ■■ 氏、 経営面積は、■■㎡であり、当地における売買
	価格は、■■円 10a当り■■円です。移転時期は、令和■年■月■日となっ
	ております。
	申請番号 5 番、所在、地番につきましては、字■■であります。登記簿、現
	況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。譲渡人は
	、■■ ■■、譲受人は、■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地
	における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。移転時期は、令和■年■
	月■日となっております。
	申請番号 6 番、所在、地番につきましては、字■■であります。登記簿、現
	況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。譲渡人は
	、公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■ ■■ 氏、経営面積は、

■■㎡であり、当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。移転

時期は、令和■年■月■日となっております。

申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■ 他1筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。移転時期は、令和■年■月■日となっております。

申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■ 他4筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■、譲受人は、■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。移転時期は、令和■年■月■日となっております。

申請番号 9 番、所在、地番につきましては、字■■ 他 1 筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■、譲受人は、■■ 、経営面積は、■■㎡であり、当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。移転時期は、令和■年■月■日となっております。

申請番号10番、所在、地番につきましては、字■■ 他5筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■、譲受人は、■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。移転時期は、令和■年■月■日となっております。

申請番号11番、所在、地番につきましては、字■■ 他7筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■、譲受人は、■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。移転時期は、令和■年■月■日となっております。

申請番号12番、所在、地番につきましては、字■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■、譲受人は、■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。移転時期は、令和■年■月■日となっております。

以上で説明を終わります。

# 穀内会長

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号4番から12番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第21号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地 利用集積計画の決定について、申請番号4番から12番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第22号、地域計画における目標地図素案の決定についての件 を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。 清原局長 それでは、議案第22号、地域計画における目標地図素案の決定についての提 案説明を申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第19条の規定では、地域計画を定めることとされて おり、同法第20条では、市町村が農業委員会に対し、目標地図素案を提出する よう求めることができると定めております。 目標地図は、農地における、10年後に目指すべき農地利用の姿で、農地1筆 ごとに誰が担うかを明確にした図面でありますが、例外として、集積率が70% を超えている市町村においては、現況地図をもって目標地図と置き換えること ができることとなっております。 つきましては、今回、この目標地図の内容について、ご審議賜りたく、ご提 案申し上げますので、よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終ります。 穀内会長 それでは内容について、事務局より説明を求めます。 目標地図素案作成にあたり、大樹町では、大樹地区と生花、晩成地区の2地 鲁吉主幹 区に設定しました。まず、令和6年1月から3月にかけてアンケートを行い、 アンケート結果と、農業者が耕作している農地を現況とし色分けを行い、大樹 町、大樹町農業協同組合、北海道農業公社、十勝農業協同組合連合会が所有す る農地は空白としました。もしこの目標地図に問題がなければ、農業経営基盤 強化促進法第20条の規定により、大樹町に目標地図素案として提出いたします 以上で説明を終わります。 穀内会長 内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。

	これより議案第22号、地域計画における目標地図素案の決定についての件を 採決いたします。
	本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
	ご異議なしと認めます。
	よって本案は、原案のとおり決定されました。
	以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。
	次に連絡事項に入ります。
	事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、7月30日火曜日を予定しておりますので、よろ
	しくお願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第12回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年7月1日

会 長

委員(10番)

委員(11番)